

いわき市入札参加資格審査申請書提出要領
(登録部門：測量・調査・設計の部)

いわき市が下記の登録期間中に行う競争入札に参加を希望する本店又は本社の所在地が市外で、新規登録又は業種追加を希望する方の「入札参加資格審査申請」を次のとおり受け付けます。

申請にあたっては、本要領の内容を十分に確認の上、提出してください。

なお、本要領の中で、特に御注意いただきたい箇所については「**重要**」の表記を付けていますので、御確認ください。

1 受付期間 **重要** 令和7年11月1日(土)から令和7年11月30日(日)まで(受付期間末日の消印有効)

2 申請書類の提出

(1) 提出方法：**重要** 「書留郵便(一般または簡易)」「レターパックプラス(赤色)」による郵送

【送付先】	いわき市 財政部 契約課 工事契約係 〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
【問い合わせ先】	TEL (直通) 0246 (22) 7419 (FAX) 0246 (22) 1251

※ 封筒の表側に**重要**「入札参加資格審査申請書在中(測量・調査・設計の部)」と記入してください。
なお、登録部門が複数ある場合は1つの封筒に同封してかまいませんが、登録通知送付用の110円切手は、登録部門ごとに1枚添付する必要がありますのでご注意ください。

(2) 記載事項に係る基準日について

申請書類の記載事項に係る基準日は、**重要** 令和7年10月1日現在となります。(詳細はP.5をご覧ください)

(3) 注意事項

ア 指定された期間外の申請は、受け付けません。

イ 申請書類様式は、市ホームページからダウンロードしてください。(最新のものを使用してください)

ウ 申請書類に不備等がある場合は、FAX等でその内容を連絡しますので、**重要** 令和7年12月12日(金)(必着)までに「訂正又は追加」をして郵送等により再提出してください。

エ 受付期間終了後は、受理した申請内容の変更はできません。提出にあたって、申請書類を十分に確認してください。

3 登録期間 登録の日から令和9年3月31日まで

※ 書類審査の結果及び審査内容については、令和8年3月中旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者(本店又は本社)」又は「受任者(支店等その他営業所)」へ通知します。

4 審査方法

次に掲げる者に該当しないかを審査します。【**適格審査**】

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者

(3) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者

(4) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1

【測量・調査・設計の部－市外】

項に規定する排除措置対象者に該当する者

- (5) 工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者
- (6) 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- (7) 次のいずれかに該当すると認められる者で、申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止の期間にあるもの（その者を代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者（ただし、社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）

※ (1)～(8)のいずれかに該当する場合は、申請を受理できません。

※ (7)により、いわき市が実施する競争入札への参加を停止されている者については、停止期間満了後の30日以内に限り申請を受け付けます。ただし、登録期間は、登録をした日から「3登録期間」の末日までとします。

5 その他

- (1) 申請内容のうち「商号又は名称・営業所等の名称」、「代表者・受任者職氏名」、「所在地(住所)」、「電話番号・FAX番号」及び「登録業種」については、登録後に契約課窓口及び市ホームページで公表しますので、御承知おきください。
- (2) 受付期間終了後は、追加申請受付期間を除き、**重要**登録業種の追加はできません。
- (3) 受任者は、1か所のみ設定することができます。支店・営業所を複数設置している場合でも、委任先として登録できるのは1つの支店・営業所のみです。また、登録業種ごとに委任先を変更することもできません。
- (4) 市内中小企業等の受注機会確保等について
 - ① 本市が発注した工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合、建設機械を購入又は借入する場合及び受注した業務の一部を外注する場合には、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、本市内の中小企業等を優先として活用してください。
 - ② 下請発注する場合には、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、関係法令を遵守し、下請け契約の適正化を図ってください。
 - ③ 建設工事において、受注元請負人が社会保険等に未加入の事業者（社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）とすべての下請契約をすることは原則として禁止となります。（社会保険等に未加入の下請負人に対しては、加入を指導するなど、適正な労働環境の確保に努めてください。）

6 受付業種一覧

次の表の業務内容別に受付を行います。

業 種	記号	業 務 内 容	登 録 資 格 要 件
測量関係業務	測	測量一般	測量法第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	図	地図調整	
	航	航空測量	
建築関係建設 コンサルタント業務	建	建築一般	建築士法第 23 条の規定による 1 級、2 級及び木造建築士事務所の登録を受けていること。
	専	建築設備専門	建築設備士の資格を有すること。
土木関係建設 コンサルタント業務	①	河川、砂防及び海岸・海洋	建設コンサルタント登録規程第 2 条により、 重要 国土交通省の登録簿に各部門の登録を受けていること。
	②	港湾及び空港	
	③	電力土木	
	④	道路	
	⑤	鉄道	
	⑥	上水道及び工業用水道	
	⑦	下水道	
	⑧	農業土木	
	⑨	森林土木	
	⑩	水産土木	
	⑪	廃棄物	
	⑫	造園	
	⑬	都市計画及び地方計画	
	⑭	地質	
	⑮	土質及び基礎	
	⑯	鋼構造及びコンクリート	
	⑰	トンネル	
	⑱	施工計画、施工設備及び積算	
	⑲	建設環境	
	⑳	機械	
	㉑	電気電子	
地質調査業務	地	地質調査	地質調査業者登録規程第 2 条により、国土交通省の登録簿に地質調査業者の登録を受けていること。
補償関係 コンサルタント業務	a	土地調査	補償コンサルタント登録規程第 2 条により、国土交通省の登録簿に各部門の登録を受けていること。
	b	土地評価	
	c	物件	
	d	機械工作物	
	e	営業補償・特殊補償	
	f	事業損失	
	g	補償関連	
	h	総合補償	

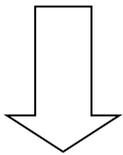
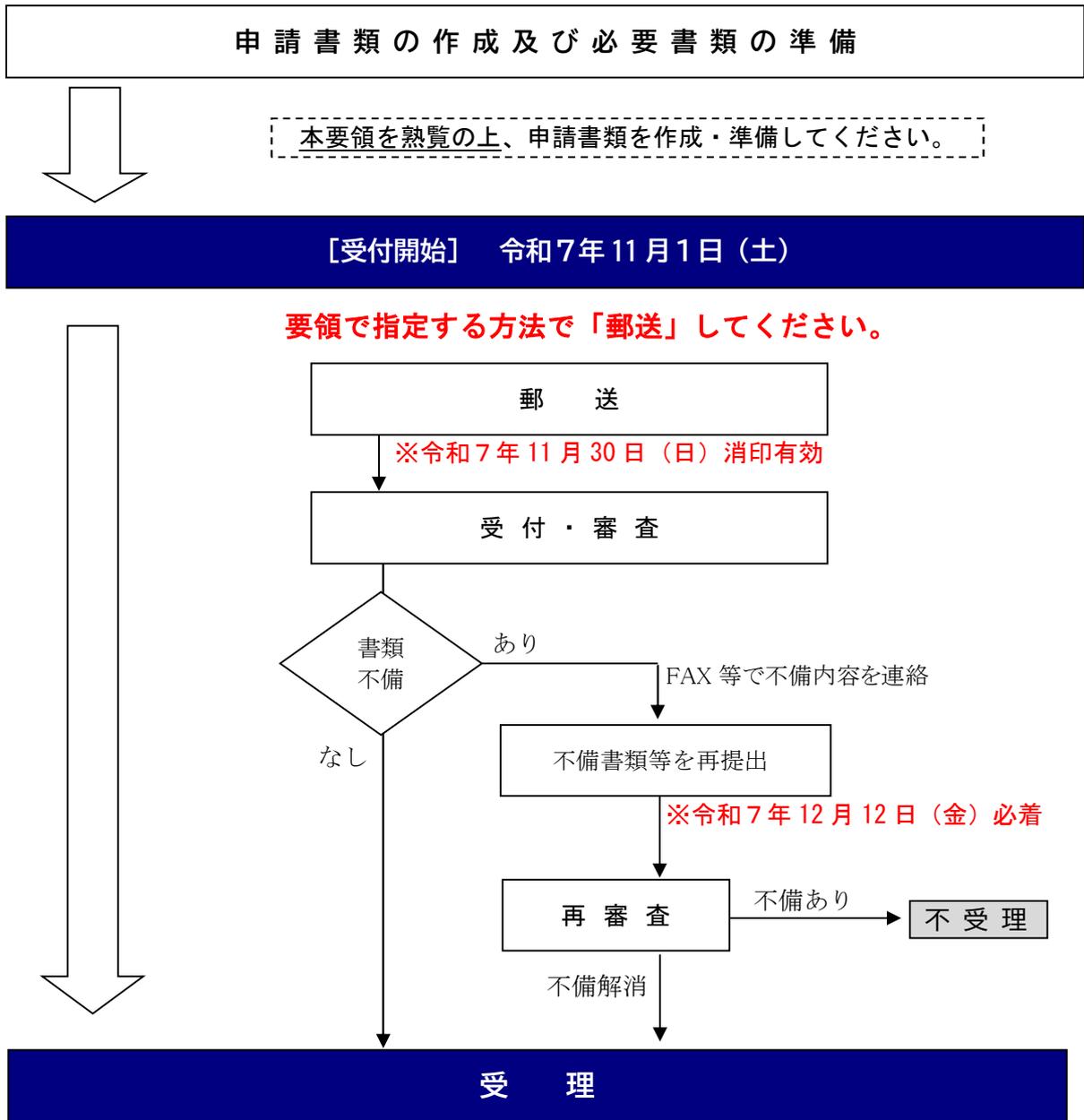
【測量・調査・設計の部ー市外】

7 提出書類

- ア 申請書類は、**重要**番号順に並べ、左側に穴を明け、とじ紐で綴ってください。
- イ 複数の業種を申請する場合は、受付業種一覧表の業種・記号順に並べてください。
- ウ ★の書類は、「測量・調査・設計の部」以外にも市に同時に申請している場合において、当該他の申請に原本を添付しているときには、写しでも可とします。
- エ 建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望する場合で、各登録規程による最新の現況報告書の写し（国土交通省の確認印を受けたもの）を提出したときは、⑦・⑩が提出されたものとみなします。
- 【「○」は必須、「△」は該当者のみ提出】**

番号	提出書類	新規登録（登録更新）				業種追加	備考	注意事項	
		法人							個人
		本社又は本店を登録する場合	支店等その他の営業所を委任先として登録する場合	いわき市外の支店等	いわき市内の支店等				
①	入札参加資格審査申請受付確認票（測量・調査・設計の部）	○	○	○	○	○	—	・提出書類の口をチェックして提出すること。 ・本票を申請書類の一番上に添付して提出すること。	
②	様式1 入札参加資格審査申請書（測量・調査・設計の部）（4枚1組）	○	○	○	○	○	—	・申請は、本社名で記入すること。 ・「 <u>才様式1</u> 」入札参加資格審査申請書に関する確認書類の説明を熟読の上、必要書類を添付すること。	
③	委任状 ★	—	○	○	—	—	不可	・委任期間は、入札参加資格の有効期間と同じとすること。 ・委任先は1カ所のみ設定することができる。	
④	【法人】履歴事項全部証明書（商業登記事項証明書）	○	○	○	—	△	可	・ 重要 申請日前3箇月以内に発行されたものであること。 ・身分証明書は、本籍地の市区町村長により発行（証明）されたものであること。 ・ <u>法人の業種追加で、前回申請時点から役員や資本金等が変更となっている場合は提出すること。</u>	
	【個人】身分証明書 ★	—	—	—	○	—	不可		
⑤	国税の納税証明書	【法人】税務署様式「その3の3」	○	○	○	—	—	可	・ 重要 令和7年10月1日以降に発行されたものであること。 ※ 次の税目に未納がないこと（納期未到来分を除く） 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 個人：「申告所得税等」及び「消費税及び地方消費税」
		【個人】税務署様式「その3の2」	—	—	—	○	—	可	
⑥	いわき市税の納税証明 ★	—	—	○	○	—	不可	・ 重要 令和7年10月1日以降に、別紙「納税証明請求書」により証明されたものであること。 ※ 未納がないこと（納期未到来分を除く）	
⑦	登録証明書等	○	○	○	○	○	可	・登録希望業種の登録要件に示す各種登録の登録書又は証明書（証明年月日が 重要 申請日前3箇月以内に発行されたもの）であること。 ・登録等に有効期限のあるものについては、申請日において有効期限を満たしていることが確認できるものであること。 ・更新手続中の場合は「更新前の許可通知書等」及び「所管官庁の受理印のある登録申請書」の写しを提出すること。（更新後の許可通知書等は交付され次第、速やかに提出すること）	
⑧	同意書 ★ （暴力団等の該当性を警察に照会します。）	○	○	○	○	△	—	・記載例に沿って、申請日現在で在職している代表者、役員、監査役等を全員漏れなく記入すること。 ・役員等の住所は、住民登録地（住民票の住所）を記載すること。 ・法人の場合は商業登記に記載されている順番で記入すること。 ・ <u>業種追加で、前回申請時点から役員等が変更となっている場合は提出すること。</u>	
⑨	入札参加資格制限確認票	○	○	○	○	○	—	・ <u>既に、いわき市入札参加有資格者名簿の他部門に登録がある場合についても、申請日時点の内容を記載して提出すること。</u>	
⑩	財務諸表	【法人】貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	○	○	○	—	—	可	【法人】 ・申請日の属する営業年度の前年度の財務諸表であること。 ・申請日現在において前年度決算が完了していないため提出できない場合は、前々年度の財務諸表を提出すること。 【個人】 ・申請日の属する年の前年分の申告書の写しであること。（電子申告の場合は右上部に「受付日時・受付番号」が印字されているもの）
		【個人】所得税又は市町村民税の申告書	—	—	—	○	—	可	
⑪	様式2 業務経歴書	○	○	○	○	○	—	・申請日の直前2年間の営業年度における主な業務について、登録希望業種ごとに作成すること。	

《参考》入札参加資格審査申請の流れ



※ 書類審査の結果及び審査内容については、**令和8年3月中旬**に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者」又は「受任者(支店等その他営業所)」へ通知します。

【入札参加有資格者名簿への登録】
登録の日(令和8年3月中旬)から令和9年3月31日まで

※ 登録末日以降も継続して登録を希望する場合は、「更新」の手続きが必要です。登録末日の前年の11月(予定)に「更新」の入札参加資格審査申請を受け付けますので、市ホームページ(10月に要領・様式等を掲載予定)でご確認ください。

社会保険等未加入対策の実施について

いわき市では、労働者の処遇向上と公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（法令の規定により社会保険等の適用除外とされる者を除く。）を市が発注する建設工事等すべての入札等から除外することとなりました。

このことに伴い、入札参加資格審査申請にあたり社会保険等への加入を申請要件としますので御理解願います。なお、**加入が確認できない場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。**

《実施のスケジュール》

- 市内事業者の方
令和4年4月1日より適用済み
- 市外事業者の方
令和5年4月1日より適用済み

（※建設工事の部では、平成28年度より適用済み）

1 社会保険等の加入義務について

社会保険等の加入義務は次のとおりです。

詳しくは年金事務所又は公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

【社会保険等加入義務一覧】 ○：加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 厚生年金保険	雇用保険	適用除外となる 保険
法人	1人～	○	○	—
	役員のみ	○	—	雇用
個人 事業所	5人～	○	○	—
	1人～4人	—	○	健保、年金
	1人親方	—	—	健保、年金、雇用

健康保険・厚生年金保険

- 法人の場合は、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。
- 個人事業所の場合は、家族従業員を除く従業員が5人以上の場合に、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。
- 健康保険については、適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合には適用除外承認を受けることができます。（全国土木建築国保等）
- 適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

雇用保険

- 法人、個人事業所に関わらず労働者を1人以上雇用している場合は、雇用保険について適用事業所となります。
- 役員のみで構成される法人の場合、個人事業主又は同居の親族のみで構成される個人事業所の場合は、雇用保険について原則適用除外となります。
- 適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

2 社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

入札参加資格審査申請にあたり、社会保険等に加入していることが確認できる書類の提出が必要となります。**加入が確認できない場合には、申請を受け付けませんので御注意ください。**

社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

次の書類の写しを提出してください。※1（黒塗り等はせずに、金額等が見える状態で提出してください）

「健康保険」及び「厚生年金保険」について

→ ① 直近月の各保険料を納付したことを証する書類の写し（納入告知書、保険料領収証書等）

「雇用保険」について（②と③両方）※2

→ ② 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し（雇用保険料部分に記載があるもの※3）

③ 直近の保険料を納付したことを証する書類の写し

建設業法に基づく経営事項審査を受けている場合

総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄のうち、すべての社会保険等の加入の有無が、「有」もしくは「除外」となっている場合には、上記①～③に代えて、④総合評定値通知書の写し（申請日時点で有効であるもの）でも可とします。

※ 社会保険等が適用除外である場合は、様式1入札参加資格審査申請書の「社会保険等の加入状況」の各保険項目欄に、除外の理由を記入して下さい。（事実確認のため、別途書類の提出を求める場合があります）

<注意> 複数の登録部門に申請する場合は、登録部門ごとに書類を添付してください！

- ※1 関連会社（親会社等）が加入する「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」に便乗して加入しているため、自社名義の書類を提出できない場合は、次の書類(⑤と⑥両方)を提出してください。
- ⑤ 関連会社が社会保険等に加入していることが確認できる書類（上記「①～③」または「④」の書類）
 - ⑥ 今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入する旨が記載された会社の約款等の写し
又は、今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入している旨が記載された関連会社が作成した証明書類（任意書式）
- ※2 「雇用保険」について事務組合等へ加入している場合は、次の書類(⑦と⑧両方)を提出してください。
- ⑦ 組合が発行した、直近の「労働保険料等納入通知書」の写し（雇用保険料部分に記載があるもの※3）
 - ⑧ 直近の保険料を納付したことを証する書類の写し
- ※3 「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称した表現ですが、市で加入を確認するのは「雇用保険」の部分です。加入の形態によっては「労災保険」のみ加入し、「雇用保険」に加入していないケースがありますので、必ず「雇用保険」の加入が確認できる(雇用保険部分に数字等の記載されている)書類を提出してください。

3 添付資料の例

※ 様式は団体や納付方法等により異なります

「健康保険」及び「厚生年金保険」について

【直近月の各保険料を納付したことを証する書類の写し】

厚生年金保険料を納付していること

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納入期限）前日までに口座残高の確認をお願いします

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付目的年月	納付期限	年	月	日	年	月	日
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て拠出金						
合計額									

年	月	分	保険料	領収日	年	月	日
			健康保険料				
			厚生年金保険料				
			子ども・子育て支援勘定				
			子ども・子育て拠出金				
			合計額				

年 月 日
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 印
日本年金機構 年金事務所

様

健康保険について
健康保険組合に加入・納付している場合は
健康保険組合の保険料領収書も提出して下さい。

様

健康保険 介護保険	一般保険料 調整保険料 介護保険料	領 収 証 書	
告知番号	第 号	所属年度	年度
健康保険収入	一般保険料		円
	内訳 基本保険料		円
	特定保険料		円
調整保険料収入	調整保険料		円
介護保険収入	介護保険料		円
納 付 額			円

納付目的 年 月 分
納付期限 年 月 日
納付場所

領収日付印

年 月 日

〇〇〇〇健康保険組合 印

「雇用保険」について

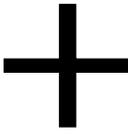
※雇用保険部分について「事務組合」へ加入・納付している場合は次ページをご覧ください。

【直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し（コピー）】

労働局の受付印があるもの
 ※電子申請の場合は「到達番号・受付番号・受付した労働局等」の印字がされているもの

雇用保険被保険者数に記載があるもの

雇用保険部分に記入があるもの
 ただし、労働保険料に労災保険分と雇用保険分の合算が記載されている場合は雇用保険分が空欄でも可（※⑬保険料率欄（イ）（ロ）（ホ）に率の記載があり、「イ＝ロ＋ホ」となる場合に限る）



【直近の保険料を納付したことを証する書類の写し（コピー）】

【測量・調査・設計の部－市外】

※雇用保険について「事務組合」に加入・納付している場合

※ 様式は団体や納付方法等により異なります

【組合が発行した、直近の「労働保険料等納入通知書」の写し】

労働保険料等納入通知書

労働保険番号

銀行名
支店名
口座番号

金 円

上記金額を 年 月 日までに当事務組合に納入して下さい。

なお、さきの口座振替契約により納入される場合は、ご指定の口座から、

第1期分は 年 月 日
第2期分は 年 月 日
第3期分は 年 月 日
日に引き落としさせていただきますのでご承知ください。

年 月 日

〇〇事務組合 印

年度 期別納付額 (単位: 円)

	確定保険料		概算 保険料	保険料		納付額 合計
	不足額	充当額				
第1期						
第2期						
第3期						
合計						

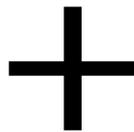
雇用保険部分に
記入があるもの

算出方法

	年度 確定 保険料	
	資金総額 (千円)	料率 確定保険料 (円)
労 災		
特別加入		
雇用 (前)		
雇用 (後)		
合 計		
申告済徴収保険料		
差 引 額		

	年度 概算 保険料	
	資金総額 (千円)	料率 概算保険料 (円)
労 災		
特別加入		
雇用 (前)		
雇用 (後)		
合 計		

還付額 円



【直近の保険料を納付したことを証する書類の写し(コピー)】

労働保険料等領収書

労働保険番号 ** - * - ** - ***** - ***

様

金 円

上記の金額を受領いたしました。

種別	納入金額	摘要
保 険 料	概算保険料	
	確定保険料	
	追徴金	
拠 出 金	延滞金	
	一般拠出金	
	追徴金	
事 務 組 合 費	延滞金	
	計	

領収年月日 年 月 日

〇〇〇事務組合 印